

岩手県告示第322号

浄化槽工事業に係る登録等に関する省令（昭和60年建設省令第6号）第7条第1項の規定により、浄化槽工事業者登録簿閲覧所（以下「閲覧所」という。）を次のとおり設け、平成22年4月1日から施行し、浄化槽工事業者登録簿閲覧所の場所（平成9年岩手県告示第389号）は、廃止する。

平成22年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

閲覧所の場所は、県内に本店を有する浄化槽工事業者に関する浄化槽工事業者登録簿にあつては本店の所在地を所管する広域振興局土木部又は土木部土木センター（遠野土木センターの所管区域にあつては花巻土木センター、千厩土木センターの所管区域にあつては一関土木センター）、県外に本店を有する浄化槽工事業者に関する浄化槽工事業者登録簿にあつては岩手県県土整備部建設技術振興課とする。